佐賀県告示第 120 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成28年3月11日から平成28年4月11日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市兵庫町大字渕字下渕 4520 番 1 地先から から 佐賀市兵庫町大字渕字四本杉 1533 番 8 地 先まで	平成 28.3.11